

今年度の地区米山増進委員長を務めます榎ヶ埜と申します。一年間ご協力宜しくお願い致します。

増進委員会とは云わば寄付金集めの委員会になります。あまり世の中の景気が良くない中で、こうした多額の寄付のお願いをするのは大変気が引けるのですが、日本独自のこの素晴らしい事業を続けてゆくために、是非皆様方のお力添え宜しくお願い致します。

今年度、久邇年度の寄付目標は普通寄付金、特別寄付金合わせて8,000万円以上となっています。

**\* 普通寄付金**

日本の全ロータリアンからクラブを通じて定期的にいただく寄付。各クラブで決定した金額×会員数分を、半期に一度ご送金いただいています。

2008年度全国平均：4,476円

**\* 特別寄付金**

個人、法人、クラブから普通寄付金以外に任意にいただく寄付。ロータリー関係者以外からもお受けします。金額の下限はありません。

2008年度全国平均：11,282円

（寄付金控除対象）

ここで皆様方からよくいただくご質問が「なぜ普通寄付をするのですか?」。これは毎年金額が変動する特別寄付だけでは、留学生への奨学金給付という公益事業の安定的、継続的な財源とはなりえません。米山記念奨学会では財団法人設立当初から、全ロータリークラブに安定的財源としての普通寄付をお願いしてきました。多地区合同奉仕活動として、日本の34地区が参加しているこの事業へのご理解を深めていただき、奉仕実践として、お支払いをいただいています。

また、いただいたご寄付には右記の様な表彰制度や税制上の優遇措置が受けられます。

ちなみに昨年度の地区寄付金の総額は8,053万1,400円でした。

目標額を達成すれば、この事業は現状のまま継続してゆくことが出来ます。現在地区で国内82クラブ、約4,500人のロータリアンが普通寄付、特別寄付、合わせて1人2万円をご寄付いただければ目標額に到達致します。皆様方の力強いご支援を心からお願い申し上げます。

**表彰制度**

\*2007年7月改正

**■ 個人寄付への表彰**

累計額	表彰名	表彰品
3万円	準米山功労者	なし
10万円	第1回米山功労者	感謝状【青色】
20万円～50万円	(以降10万円毎に) 第2回～第9回 米山功労者マルチブル	感謝状【銅色】
60万円～90万円		感謝状【銀色】
100万円～390万円	第10回～第39回 米山功労者メジャードナー	感謝状【金色】 +100万円毎に ピンバッジ
400万円～	第40回～ 米山功労者メジャードナー	感謝状【金色】 +100万円毎に クリスタル盾

- 累計3万円での「準米山功労者」が復活しました
- 累計額100万円未満は10万円ごとに感謝状、100万円以降は10万円ごとの感謝状に加え、100万円ごとにピンバッジ（400万円以上はクリスタルの盾）が贈られます。
- メダル付き盾、ネクタイピン/ブローチは廃止しました

**■ 法人寄付への表彰**

累計額	表彰名	表彰品
5万円	準米山功労法人	なし
50万円	米山功労法人	感謝状
100万円～	(以降100万円毎に) 米山特別功労法人	感謝状もしくは盾（選択可）

**■ クラブの表彰**

累計額	表彰名	表彰品
100万円毎	米山功労クラブ	感謝状
1000万円毎	達成クラブ	感謝状（額付）
—	クラブ創立記念特別寄付	盾（10万円以上の場合）

- 「米山功労クラブ」はクラブ扱い・個人・法人すべての特別寄付金が対象
- 「達成クラブ」は普通寄付金・特別寄付金の合計金額が対象

**優遇制度**

**米山記念奨学会への寄付金には税制上の優遇措置が受けられます。**  
 (財)ロータリー米山記念奨学会は「特定公益増進法人」として認定されているため、当会に対する特別寄付金は、所得税（個人）、法人税（法人）の税制優遇が受けられます。また、相続税も非課税となります。

※特定公益増進法人とは、教育や科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献など、社会一般の利益のために著しく寄与する法人団体のことで、税制上の優遇措置が認められています。

**■ 個人が特別寄付をした場合**

所得税法上の「特定寄付金」として扱われます。寄付金控除額が課税所得から差し引かれることによって、所得税が軽減されます。

**寄付金控除の計算方法**

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{所得金額の40\%} \\ \text{または} \\ \text{特別寄付金額} \end{array} \right\} \text{ whichever is smaller } - 5000 \text{円} = \text{寄付金控除額}$$

**例えば、課税所得額1,000万円の方が30万円の特別寄付をした場合**  
 寄付金控除額は29万5千円（30万円－5千円）。所得税額は（1,000万円－29万5千円）×33%（税率）＝153.6万円（速算表の控除額）＝166万6,600円となり、寄付金控除がない場合にくらべて**9万7,400円**、所得税額が軽減されます。ちなみに、10万円の特別寄付をした場合の軽減税額は3万1,400円です。

**■ 法人が特別寄付をした場合**

一般の寄付金損金算入限度額とは別枠で損金算入できます。これにより、法人税額が軽減されます。

➡ 詳細は、各法人の経理担当部門にご相談ください。

**■ 遺言による特別寄付**

相続財産から控除され、相続税額が軽減されます。相続税の申告期限内に相続人から寄付（相続財産からの支出）される場合も、相続財産から控除されます。相続人が遺産を相続の後、ご寄付された場合は相続人の所得税控除の対象となります。

**申告用領収証の発送**

1年間（1～12月）で5千円以上の特別寄付をされた方には、翌年の1月末日まで（確定申告に間に合うよう）に、申告用の領収証と特定公益増進法人の証明書（写）を各ロータリークラブを通してお届けします。法人の場合は、寄付いただいた都度、申告用の書類をお送りしています。

